

平生町告示第26号

令和4年第6回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年8月1日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和4年8月5日
- 2 場 所 平生町議会議場
- 3 付議事項

(1) 令和4年度平生町一般会計補正予算

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和4年 第6回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和4年8月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年8月5日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第39号 令和4年度平生町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第39号 令和4年度平生町一般会計補正予算
-

出席議員(11名)

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	6番 赤松 義生君
7番 河藤 泰明君	8番 岩本ひろ子さん
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 村中 仁司君
13番 中川 裕之君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君

教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長 …………… 中尾 和正君 地域振興課長 …………… 星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長 …………… 横田 佳幸君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん 健康保険課長 …………… 金岡 泰史君
産業課長 …………… 吉岡 文博君
教育次長兼学校教育課長 …………… 河島 建君

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中村武央議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2、第3項の規定による例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第39号

○議長(中川 裕之君) 議案第39号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

県内では連日、熱中症警戒アラートが発表されるなど、猛暑が続いております。町民の皆様におかれましては十分な感染対策を行いながら、マスク着用時は強い負荷がかかる作業や運動は避け、周囲の人と十分な距離を確保できる場合は、適宜マスクを外して休憩するなどの熱中症の予防行動を積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、6月末以降新規感染者が増加傾向に転じ、全国的に多くの自治体で過去最多を更新するなど第7波に入っております。山口県及び本町におきましても同様に過去最多を更新し、予断を許さない状況となっております。夏休みに入り、学校の部活動やスポーツ活動が活発化することや、人の移動が特に活発化のお盆の時期を迎えることから、これ以上の感染拡大を防止するためにも、町民の皆様におかれましては基本的な感染予防対策を徹底するなど、感染防止にかかる取り組みに引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

そうした中、令和4年第6回平生町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、予算一件でございます。

議案第39号「令和4年度平生町一般会計補正予算」であります。今回の補正額7,730万2,000円を増額いたしまして、予算総額は60億1,975万円となるものであります。このたびの補正予算は、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一環として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分がなされたことに伴います物価高騰対策に要する予算措置が主なものであります。この後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新型コロナ臨時交付金とさせていただきます。

歳出の主なものより申し上げます。7ページの一般管理費では、本庁舎と3号棟を結ぶ内線電話等の整備に要する経費を計上いたしております。

地域振興費では、新型コロナ臨時交付金を活用した交通系ICカードシステム整備の補助事業に要する経費を計上いたしております。利用者の増加や利便性の向上が目的であります。

特別定額給付金事業費は、目の新設であります。物価高騰の影響を受ける生活者の負担軽減を図ることを目的として、対象者1人あたり5,000円をお届けする特別定額給付金事業に要する所要額を交付金のほか、委託料や通信運搬費などの事務的経費に要する経費を計上いたしております。財源といたしまして、新型コロナ臨時交付金を活用いたすものであります。

8ページの保育所運営費では、物価高騰による食材費の値上がり分を給食費に転嫁させず公費負担とすることで保護者の負担を軽減させるための経費を計上いたしております。財源といたしまして、新型コロナ臨時交付金を活用いたすものであります。

予防費では4回目の新型コロナワクチン接種に要する経費を計上いたしております。18歳以上60歳未満の医療従事者等および高齢者施設等の従事者が対象となります。全額、国の支出金により対応いたすものであります。

9ページの商工振興費では、企業進出に伴い、協定書の締結を行うこととしております。その調印式に要する経費として所要額を事業費に計上いたしております。

小学校費の学校管理費では、補聴器を装着している難聴の児童に対応するため、教員が使用します補聴援助マイクの購入に要する経費を計上いたしております。

また、新型コロナ臨時交付金の交付により学校教育活動継続支援事業において財源内訳の変更を行っております。給食費では物価高騰による食材費の値上がり分を給食費に転嫁させず、公費負担とすることで、保護者世帯の家計への負担を軽減させるための経費を計上いたしております。財源といたしまして、新型コロナ臨時交付金を活用いたすものであります。

10ページの中学校費の学校管理費は、小学校費同様、新型コロナ臨時交付金の交付により学校教育活動継続支援事業において財源内訳の変更を行っております。給食費は小学校費同様であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。6ページの国庫支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源を計上いたすものであります。新型コロナ臨時交付金につきましては、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一環として追加配分がなされたものが主なものであります。

雑入は町外の方が本町でワクチン接種をされた際の負担金であります。11ページから12ページにかけて、給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で議案第39号「令和4年平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提案理由説明を終わらせていただきます。なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 提出議案に対する質疑をいたします。給食費の食材に値上がりに対する補助金の支給をするというお考えです。これはいいことだと思います。また保育園についても賄い材料の値上がり分の補助をするということですが、いわゆる今年度の3月31日までの措置です。それ以降どうなっていくのか、それがちょっと心配、今年度はいいにしても来年3月31日以降値段が下がるかどうかわかりませんので、その考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私からは説明させてもらって、後で担当課長から詳細に説明させていただき、いずれにいたしましても来年度予算の話になろうかと思えます。来年度予算の編成時にどうなっていくかを含めて検討していかなきゃいけない問題だと思っておりますし、国のほうもこの1回だけのこの財源で終わるかどうかもまだはっきりしておりません。これから秋に向けて臨時会も開かれると思っておりますので、そのときにどういう状況になるかを踏まえながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。なるべくそういうことがないよう、皆さんに、保護者の方に負担をかけないような政策を行っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 淵上課長。

○町民福祉課長（淵上万理子さん） 町民福祉課から保育園の給食費のことで、御回答させていただきます。保育所に係る運営費等の費用につきましては、公定価格が定められておりまして、この公定価格は物価変動等の社会経済情勢の変化に応じて回答がされるものとなっております。

また、保護者の負担する費用、副食費等を含む費用につきましては、国が示しました基準によりまして決定をしておりますことから、今後につきましては、国の動向を確認しまして、また、近隣市町の情報を収集しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河島次長。

○教育次長兼学校教育課長（河島 建君） 教育委員会から学校給食費について回答いたします。

現在の社会情勢から食材費を含めた物価高騰値上がり傾向は今後も続くと思われまます。現行の給食費の額で、従来の質と量を維持して、栄養バランスのとれた給食がその額ではできないということになれば、今年度同様、値上がり分を補填するかあるいは給食費そのものを値上げするかの判断が必要となってきます。

本町では、給食施設の問題がありますことから、給食費そのものの値上げについては、この問題と関連付けをして考える必要があると考えております。

このことも含めまして、学校給食費に係る対応につきましては、近隣市町など県内の情報も収集しながら、来年度に向けた検討を進めなければならないと考えております。

また、あわせてコロナ禍における物価高騰に直面する子育て世帯に対する支援につきましては、国あるいは関係機関に要望をしていくということを考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 私は今度の国の措置について、一つの転機としてとらえておるんです。国が給食費を、お金を使ってもいいというような事態はこれまで聞いたことがありませ

ん。あるのは、いわゆる準要保護就学援助費について一定の交付税措置をしておるということぐらいで、これは日本国憲法が施行されて以来続いている事態ですよ。これ一つの転機として私は捉えていく必要があるんじゃないかと思うんです。

まず一つは考え方の整理もしながら今、答弁にありましたように、給食施設の問題がございませう。これに対する思いもあります。

給食費についてこれまで国が援助しなかったことについての考えですが、今回の全体について、いわゆる保育園については保育所に行くか行かないか、町外の保育園に行くのかどうか、それぞれ自由がありますから簡単に町だけで単独に政策を決めるっていうのは難しいですけど、学校については、憲法26条第2項で義務教育を受けさせることと、それは無償であるということを決めておきまして、義務教育であることと、学校の児童・生徒が通う場所も決めております。したがってここについてはかなり制限がかかっておりますから、行政としての責任が及ぶことだと思うんです。

それで2点について考えてみました。一つは、就学援助制度で今、補填をしております。これを私はいろいろ思い出しますが、昭和50年にこの議会に出てきまして、この問題を取り上げたことがあるんです。そしてこの充実も取り上げるように話をしてきました。

まず第一に言ったのは、準要保護っていう言葉をやめて就学援助制度というように名前は変えられないかという話です。当時は就学援助という言葉でなくて準要保護っていう言葉でずっと予算、決算が全部そういう名前が出ております。これが、今の就学援助という言葉がだいたい通用用語としてあるようですが、調べてみましたら国との関係では準要保護でやられておるようです。

この準要保護をちょうど議員活動の中で受けさせる相談がありましたからその手続きをしたところ、どういうわけかその親戚から猛反発が出て、保護を受けるなどともないということがあって取り下げた事態を経験しております。それ以後だんだん就学援助制度が充実をしてくまして、今では、調べてみましたら2020年の決算ベースで17%、小学校、中学校合わせて両方とも約17%程度の児童・生徒の保護者が、就学援助制度を活用しております。これが私はもっと活用できないかっていうのが一つです。

それと、給食費の決定ですね。いわゆる食育としての地産地消だとか、いろいろ郷土のことを思うなどと言っている給食についてやってきました。できるだけうちの自治体でいろいろなことを決めていきたいなという気持ちがあるんです。これから先、今、次長のほうから答弁がありましたように、近隣の状況も決めていくということでそれはそれでいいんですが、将来的に今いわゆる柳井市との問題があります。そうすると、給食に関する意思決定はもう平生町ではできないような状況になっていくんじゃないかっていうのを、今回つくづく考えてみたんです。特に一部事務組合については、田布施町とはそれなりに調整ができますが、柳井広域圏のほうはほとんど人事権も政策決定権も柳井市の主導で進められておきまして、私どもはお客様扱いになって

おりますから、給食もそのようになっていくのなら、ちょっと寂しいなっていう気持ちも持っておりますから、ここで表明をしておきたいと思っております。ですから、この就学援助制度をもっと活用できないかっていうのが私の一つのテーマです。

それと、憲法で定める無償だということなんですよ。これについてももういっぺん考察したいと思うんですが、日本国憲法が定める教育は無償だという概念は授業料は取らないっていうのが、無償だというのが国の今までもずっと一貫した主張でございまして、今でもその主張はあると思うんですよ。

私は昭和36年に中学校を卒業しました。その頃は全部教科書は有償でした。いわゆるその「授業料だけ取らない」が実践をされておったんですよ。昭和40年代になってからですが教科書が無償になりました。国が見るようになった。したがって、国が当初言っていた教育は無償だというのは、授業料は取らないっていう概念が崩れてきておると思うんですよ。国が教科書を見始めたんですから。今回は、給食費に使ってもいいよという話が出てきました。これ、大きな変化だと思うんです。これは活用していかない手はないというのが私の考えなんですが、来年度から多分、国がこのまま補助金を続けていくというのものなかなか難しいのではないかと思います。その事態も想定をして——そうなればいいですが、想定して値上げがされると、そうすると所得の低い方々が救われなくなると。

すると就学援助費の今、生活保護基準の1.3倍で運営をしております。近隣の市町に比べて若干いいようですからこれは評価をいたしたいと思っておりますが、これを給食費分だけ上げていくということも一つ考えられるんですよ。いろんなことを駆使してやっていくことができるんじゃないかと思うんです。それで概算で計算してみましたがね、現在——概算ですよ、今度資料をいただきましたから、給食費が年間3,480万ぐらいがこの計算で出るんですよ。今度値上がり分が575万ありますから、全体で4,000万ぐらいの金額になります。でも、3,480万のうち、就学援助費で小学校、中学校が増えて現在600万円支出しております。給食費の補助で、約17%の方が給食費が無償だということが実現してるんですよ。ですから、この基準を1.5倍だとか1.6倍とかに引き上げていけば、低所得者が救われていくのではないかという気がしています。

突然ここで申し上げますから、すぐにはわかりにくいと思いますが、いずれにせよ、公費で給食費を負担をするという制度を拡充してはどうかという提案なんです。これについてちょっと、町長さんのお考えを聞いておきたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） いろんなことをやはり検討してまいりたいと思っております。来年度予算編成に向けましてですね、そういうことも含めて検討をしてみたいというふうに思っております。ただどうなるか、来年度予算のときに今の状況はどうなっているかも踏まえてですね、検討

をさせていただきたいなと思っております。

それから給食施設ですけれども、今、柳井とやっておりますが、全然進まない状況であります。したがって、私とこはそれをやりながらも、違う道も探っているところでございます。これにつきましては、今後、検討して、早い時期にはですね、決めたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 給食施設の寂しいものについては今の答弁をしっかりと受けとめて、議会としても対応してまいりたいと思います。それと、給食費の低所得者に対する公費の負担について、交付税措置は若干にしてもほとんど町費ですから、町の判断でできることをこれからはどんどん提案してまいりたいと思うので、前向きにとらえていただきたいと思います。

今の提案については、ちゃんとした文章でまた教育委員会のほうに提出しておきたいと思しますのでよろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですね。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、一つは生活バス路線補助事業についてお尋ねをいたします。イメージとして、鉄道ではICカードシステムですか、これはかなり導入されてきて、この辺の駅でも使えるようなんですが、何かこの辺の走ってる防長バスの乗る人とか見るときに、本当にこのシステムが導入されて、それを使われるのかどうなのかっていうのはちょっとイメージがわからないところがあります。

ただ、高速バスが田布施の交流館から平生、柳井とまわって広島まで、バスセンターまで行くっていうのがあるんですが、この分についてはかなり利用が見込めるんじゃないかというふうな雰囲気は思っています。結局バス会社に対して、バスにそういうふうに対応する機器があるのでそれを設置するための補助金ということになるんでしょうね。

それで利用の増加を見込んでいるというふうに言われているんですが、利用の増加が見込めるっていうところ辺についても少し、執行部の方のお考えをお尋ねできたらというふうに思っています。

それから特別定額給付金事業についてなんですが、収入認定はされるというふうに聞いてるんですけど、収入認定をされるということになれば確定申告のときには給与所得だとか雑所得だとかいろんな形で自分の収入をあれして、それから所得を出すということになるんですけど、そういうときにこの定額給付金でいただいたお金は、どういう扱いの……。雑所得か給与所得なんか、まあ給与所得じゃないと思うんですけどその辺の扱いはどういうふうになるのかというのが一つあります。

それからもう一つは、町民全体公平に5,000円ずつ給付されるということなんですが、やは

り一番なんていうか、今回の物価高騰の影響で苦しんでおられるのは生活保護の世帯の方々じゃないかというふうに思います。ただ、生活保護の世帯の方については、自分がこう自立を目指してアルバイトを始めたというようなことがあったときに、例えば1カ月に3万円の収入を得たと、そういうときにはだいたい3分の1ぐらいは手元に残してもらえて、あと2万円は公費から差し引くというような形になるんですけど、今回の場合、給付金があればですね、アルバイトをしたわけでも何でもないから扱いがどうなるのかということで心配をしています。常識的に言えば、保護費が月に6万円なら6万円あるとしたら、それから5,000円収入があるんだから、5,000円差し引いて5万5,000円支給しますよとこういう形になろうかと思います。そうすると、せっかくの物価高騰とかでね、生活が苦しい中での給付金が生きないということになるんですが、その辺のところについては、どういうふうに考えておられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳細につきましては担当課長から説明させていただきますが、まず初めのICカードですけど、交通系の、これバスだけじゃなく、JRも使えるし、ただですね、一番使うかなってというのが要するにコンビニとかでも使えるようになります。

したがいまして、多分、たくさんの方がICカードを持たれるんじゃないかなというふうに私は想像をしております。また所得につきましては、ちょっと詳細に課長から説明させますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 赤松議員からの御質問にお答えをさせていただきます。収入認定の話でございます。今回は1人につき5,000円を配布するわけですけども、この給付金については、一時所得になります。ですので、年間の金額、一時所得にかかる金額が50万円を超えなければ所得にはならず、住民税所得税の課税対象とはなりません。

ただ議員が心配してらっしゃる生活保護費との関係でございますけども、こちらについての詳細についてはまだ私どもの方ではなくですね、実際に保護を担当いたします県に詳細の確認というはできておりませんので、この場でどういうふうになるかというところまではちょっとお答えを控えさせていただこうと思います。申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 一時所得として扱われるので、それについては50万円までは課税の対象にならないということなんで、ほとんどの方は大丈夫と思うんですが、私も心配になったので柳井の健康福祉センターの保護のところへ行って、ちょっと平生町でこういう事業があるんですが、その辺についてはどのように扱われますかっていう話を聞きました。そのときに、常

識的には収入になるから、公費から差し引くという形になるんですけど、平生町のやられる事業の実施要綱とかそういう詳細の中身を検討してこちらのほうとしても、検討してみたいというふうな話でございましたので、健康福祉センターのほうにですね、そういう詳細がわかるようなものを実施要綱とかそうしたものを、手に入りますかっていわれたんでそれは出してくれると思いますよというふうに言いましたので、私のほうも持っていいと思いますけど、行政のほうからもぜひ健康福祉センターの保護のほうに対して、生活保護者については、給付金の趣旨からして、認定はしないようにお願いしますというような申し入れか何かはぜひ、やっていただきたいなというふうに思っています。

それと、I Cカードのことについてなんですが、そのことによって、よそから旅行に来られて、J Rで来られて、この辺でバスを利用されるという方にとっては便利になるんでは思うんですが、こういうシステムができることによって、利用の増加を目的としていると、見込むというふうじゃなかったと思うんですが、目的としているっていうふうに説明はしてあるんですけど、その辺のことについて、こういうことで増加が見込めるんですよというようなことがあれば、説明をいただけたらと思いますが……。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 交通I Cカードでございますが、どれだけの方がたくさん乗っていただけるかというのはちょっとこちらではわかりませんが、ただ利便性は確かに上がると思います。小銭を持って行かなくても、それは乗れるわけですから、J Rにもそのまま乗れるし利便性はかなりアップすると思います。

先ほども申し上げましたとおり、コンビニでも小銭を持たなくてそこで何十円も持たなくてもこれでぱっと支払いができるという、やはり利便性はかなり上がると思います。ただそれが何ていうか、たくさん乗っていただけるかということにつながるかどうかはですね、ちょっと検証してるわけじゃないですし、ちょっと今のところ……。利便性が上がったから何回も乗るかということはその人がどんだけバスに乗って行かれるかということですので、そこはちょっと私のほうもわかりません。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 定額給付金のことについていろいろとお調べいただきましてありがとうございます。

今いいことを教えていただきましたので、健康福祉センターのほうにぜひ本町の制度構築の趣旨をですね、伝えて、なるべく低所得者の方に今回の定額給付金が有効に使われることになるようにですね、お願いをしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって、討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第39号「令和4年度平生町一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって令和4年第6回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 村 武 央

署名議員 中 本 敦 子